

平成19年1月26日

各 位

会 社 名 株式会社トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号：7640 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 保科 正人
TEL . 025 - 232 - 0008

ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成19年1月26日開催の取締役会において、平成19年1月26日開催の当社第22回定時株主総会での決議及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 新株予約権を割り当てる日 | 平成19年2月1日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 130個（新株予約権1個当たりの目的たる株式数100株） |
| 3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式13,000株
なお、新株予約権を発行する日以降、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の株式は切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。 |
| 4. 新株予約権一個と引換えに払込む金銭の額 | 割当日に、割当日における株価、行使価額等の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルにより算定した額とする。 |
| 5. 新株予約権の払込金額 | 金銭の払込みを要しない。（ただし、実際には、新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、払込みの期日をもって、取締役会において決議された報酬等の額を新株予約権の払込金額に割当数を乗じた金額と対等額で相殺するものとする。）
払込みの期日は平成19年2月1日とする。 |
| 6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 | |
| 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 |

8. 新株予約権の行使期間 平成 19 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日まで
9. 新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から 5 年間に限り新株予約権を行使できる。
 - (2) 前記（1）に関わらず、新株予約権者は以下の a.、b. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - a. 平成 34 年 1 月 31 日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には平成 34 年 2 月 1 日より行使できるものとする。
 - b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 30 日間とする。
 - (3) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (4) 新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (5) その他細目については、第 22 回定時株主総会議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
11. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が承認された場合は、当社は、前記 10.(2) b. に定める 30 日間経過後に行使されなかった新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。ただし、この場合の取得手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
13. 新株予約権行使により発行する新株に対する配当金 新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金及び中間配当金については、行使請求が毎年 11 月 1 日から翌 4 月 30 日までになされたときは当該年の 11 月 1 日に、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までになされたときは当該年の 5 月 1 日に、それぞれの株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。
14. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行 当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。
16. 行使請求受付場所 当社総務部

17. 新株予約権の権利行使時の払込取扱銀行 北越銀行 小針南支店
18. 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役 合計5名
19. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

【ご参考】

- ・ 第22回定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年12月22日
- ・ 第22回定時株主総会の決議日 平成19年1月26日

以 上